

青森県報

第百三十四号

令和二年
三月十八日
(水曜日)

目次

規則

告示

○青森県毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則 (医療業務課) …… 一	
○青森県立三沢航空科学館の食堂施設及び売店施設の使用料の額の一部改正 …… (地域活力振興課) …… 一	
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 …… (健康福祉政策課) …… 二	
○右 同 …… (同) …… 二	
○生活保護法による医療機関の指定 …… (同) …… 二	
○右 同 …… (同) …… 二	
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出 …… (同) …… 三	
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定 …… (障害福祉課) …… 三	
○身体障害者福祉法による医師の指定 …… (同) …… 三	
○児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定 …… (同) …… 三	
○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の障害児通所支援事業の廃止の届出 …… (同) …… 四	
○基本測量の実施 …… (監理課) …… 四	
○公共測量の実施 …… (同) …… 四	
○公共測量の終了 …… (同) …… 四	

規則

- 車両制限令第三条第一項第二号イに規定する道路の指定 …… (道路課) …… 五
- 車両制限令第三条第一項第三号に規定する道路の指定 …… (同) …… 五
- 青森県営浅虫水族館の食堂施設の使用料の額の一部改正 …… (観光企画課) …… 五
- 証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更 …… (会計管理課) …… 六

青森県毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第八号

青森県毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

青森県毒物及び劇物取締法施行細則(昭和四十五年四月青森県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第八条中「地方厚生局長又は」を削る。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

告示

青森県告示第百九十六号

平成十五年八月八日青森県告示第五百十三号(青森県立三沢航空科学館の食堂施設及び売店施設の使用料の額)の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

表中「百二十一万二千四百円」を「百万円」に改める。

青森県告示第百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年三月十八日

青森県知事 三村 申 吾

名称	所在地	廃止年月日
久保田歯科医院	上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附七〇五の四七	平成三・三・七
やまざき歯科医院	弘前市大字清水四丁目一〇の一〇	令和二・二・三
篠田歯科医院	十和田市穂並町五の三八	元・二・二六
柏崎歯科下田ショッピングセンター診療所	上北郡おいらせ町中野平四〇の一	二・一・三
小野寺歯科医院	上北郡野辺地町字鳴沢三六の一	ク
ワカバ調剤薬局弘前大町店	弘前市大字大町二丁目一の二二	二・二・一
つがる薬局店	五所川原市字川端町三の四	二・一・三

青森県告示第百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年三月十八日

青森県知事 三村 申 吾

事業所名称	所在地	廃止年月日
主たる事務所の名称	名称所在地	年月日

医療法人みらい会	平川市柏木町藤山三七の五	訪問看護ステーションなごみ	平川市柏木町藤山三四の二三	令和二・二・〇
----------	--------------	---------------	---------------	---------

青森県告示第百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和二年三月十八日

青森県知事 三村 申 吾

事業所名称	事業所所在地	指定年月日
株式会社ゆとりグループ	弘前市大字高屋字本宮三八九の九	令和二・二・五
訪問看護ステーションゆとり	弘前市大字高屋字本宮五一九の一	令和二・二・五

青森県告示第二百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和二年三月十八日

青森県知事 三村 申 吾

名称	所在地	指定年月日
久保田歯科医院	上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附七〇五の四七	平成三・三・八
やまざき歯科医院	弘前市大字清水四丁目一〇の一〇	令和二・二・一

柏崎歯科下田ショッピングセンター診療所 つがる薬局	上北郡おいらせ町中野平四〇の一 五所川原市字川端町三の四	〃 〃
------------------------------	---------------------------------	--------

青森県告示第二百一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	年 月 日 止
ワカバ調剤薬局弘前大町店 つがる薬局	弘前市大字大町二丁目一の二二 五所川原市字川端町三の四	令和 二・三・一 二・一・三

青森県告示第二百二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和二年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
	青森県知事 三 村 申 吾	

つがる薬局	五所川原市字川端町三の四	令和 二・四・一
-------	--------------	-------------

青森県告示第二百三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

令和二年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	勤 務 する 病 院 等	診 療 科 目	指 定 年 月 日
	野呂 大輔		

青森県告示第二百四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

令和二年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
障 害 児 通 所 支 援 事 業 種 類	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日

特定非営利活動法人ら・ぼると	弘前市大字浜の三丁目五の五	放課後等デイサービス	こどもサポートaba	弘前市大字小比内四丁目五の一	〃
西北五広域福祉事務組	つがる市森田町の二	児童発達支援	ステップタワーもりた	つがる市森田町の二	〃
合	つがる市森田町の二	放課後等デイサービス	ステップタワーもりた	つがる市森田町の二	〃
西北五広域福祉事務組	つがる市森田町の二	保育所等訪問支援	ステップタワーもりた	つがる市森田町の二	〃

青森県告示第二百五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第二十一条の五の二十五第二号の規定により公示する。

令和二年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業の種類	廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
西北五広域福祉事務組	つがる市森田町の二	児童発達支援	多機能型事業所
合	つがる市森田町の二	放課後等デイサービス	令和二年三月三十一日
西北五広域福祉事務組	つがる市森田町の二	保育所等訪問支援	〃

青森県告示第二百六号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法

（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
基本測量（国土広域情報修正）
- 二 作業期間
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで
- 三 作業地域
青森県全域

青森県告示第二百七号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
八戸市
- 二 測量の種類
公共測量（二級基準点測量作業及び三級基準点測量作業）
- 三 測量の期間
令和二年三月十三日から同年三月二十七日まで
- 四 測量の地域
八戸市内丸地内
二級基準点一点、三級基準点二点

青森県告示第二百八号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測

量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

つがる市

二 測量の種類

公共測量（空中画像撮影）

三 測量の期間

令和元年七月十五日から令和二年二月十四日まで

四 測量の地域

つがる市

青森県告示第百二十九号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンとなる道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）第二条第一項の規定により公示する。

令和二年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区 間
八戸環状線	八戸市大字沢里字古宮二六の三から 八戸市大字沢里字二ツ屋一の五まで

二 指定する年月日

令和二年四月一日

青森県告示第百十号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルとなる道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）第二条第一項の規定により公示する。

令和二年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区 間
青森浪岡線	青森市大字大谷字小谷一の二二から 青森市浪岡大字杉沢字井ノ下一四一の九まで
青森東インター線	青森市大字諏訪沢字松代一四九の一から 青森市大字三本木字川崎一六三の三まで
尾駮有戸停車場線	上北郡六ヶ所村大字鷹架字発茶沢二の七六から 上北郡六ヶ所村大字尾駮字上尾駮二二の一九九まで
弘前岳鱒ヶ沢線	弘前市大字和徳町九五の一から 弘前市大字代官町九六の一まで
石川百田線	弘前市大字和徳町九五の一から 弘前市大字百田字宮崎二六の一まで

二 指定する年月日

令和二年四月一日

青森県告示第百一十一号

平成二十一年七月二十一日青森県告示第四百九十六号（青森県営浅虫水族館の食堂

施設の使用料の額)の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

「五十四万四千円」を「三十九万九千九百円」に改める。

青森県告示第二百十二号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例(昭和三十九年四月青森県条例第十号)第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和二年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分
	八戸市大字尻内町 字内矢沢二の五	変更なし	八戸市大字尻内町 字内矢沢二の五	住 所
	八戸農業協同組合	変更なし	八戸農業協同組合	名 称
廃止	八戸市大字豊崎町 字中村一七の一 三戸郡新郷村大字 戸来字中野平二二 の一	南部町大字相内字 上ノ平四三の四	南部町大字平字広 場二五の四	売りさばき場所
	二・三三	令和 二・三二六		変 更 日

(発行者・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円七十三銭